○厚生労働省令第六号

水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号)第五条第四項の規定に基づき、 水道施設の技術的基準を定める

省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令

水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生省令第十五号) の 一 部を次の表のように改正する。

· 傍
線
部八
分は
改
正部
分
$\overline{}$

は、水の濁度の監視のための設備についてれていること。ただし、地表水以外を原水線が照射される水の濁度及び水量の監視の低略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略)(略	ロ 一	ができるものが設けられていること。海水施設)は、次に掲げるいずれかの要件が備えられて原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれが原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれが原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれが原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがのできるものが設けられていること。	改正後
は、当該水の ついては、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことを備えるもの 9 紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものとする場合に ひょうればならない。 つ〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) れ〜十四 (略)	等の設備に加えイ 地表水を原水としないこと。「原生物を不活化」「原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外原土物を不活化することができる紫外原土物をであること。「原水中の耐塩素原生物を不活化することができる紫外原土物であること。「原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外原土物であること。「原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外原土の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外原土の一般の水質が紫外線	(浄水施設) (浄水施設) (海水施設は、次に掲げければなら 第五条 浄水施設は、次に掲げければなら 第五条 浄水施設は、次に掲げければなら 第五条 浄水施設は、次に掲げければなら 第五条 浄水施設) (浄水施設) (海水に耐塩素性病原生物 では、これらを除去すること でいること。ただし、次に	改正前

五 (略)	は、この限りではない。	濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合
五 (略)		が明らかである場合は、この限りではない。

附

則

この省令は、公布の日から施行する。